

# 教育支援センター機能の充実に関する基本方針 ～教育相談・支援の充実～（概要）

## 第1 角田市立小中学校の不登校の現状

令和5年度の小中学校における長期欠席者数160人のうち、不登校児童生徒は、病気等による13人を除く147人であった。出席日数が0日の者は9人、出席日数が1～10日の者は11人であった。

また、不登校児童生徒の出現率については、全国・宮城県・角田市ともに増加しているが、角田市は全国・宮城県を大きく上回っている。

## 第2 教育支援センター機能の現状

本市においては、学校との連携を重視し、教育支援センターに必要とされる機能である「学習支援・居場所」機能と「教育相談・支援」機能を別な場所に備え、不登校児童生徒等への対応を行っている。不登校児童生徒に対する「学習支援・居場所」については「ケアハウス事業」として教育総務課の分室である旧横倉児童館に主任適応指導教育指導員等を配置して実施している。一方、不登校児童生徒及び保護者に対する「教育相談・支援」については、教育総務課内に児童生徒生活指導員を配置し、スクールソーシャルワーカー等と協力しながら、学校と連携し実施している。

## 第3 不登校に関する「教育相談・支援」機能の課題

現在の不登校児童生徒及び保護者に対する「教育相談・支援」については、一義的には学校の担任教諭等が行い、行政の支援が必要な場合は、学校からの連絡により教育総務課や保健福祉部門の専門職等が対応している。そのため、教育委員会に「教育相談窓口」があるという保護者の認識が薄く、学校を経由せず教育行政に相談するケースは少ない状況である。

また、増加し続ける不登校児童生徒一人ひとりへ対応するにあたり、学校では時間的・物理的な困難が生じている状況があり、行政が、学校から支援の要請がある場合はもちろんのこと、学校と一緒に家庭を支援する積極的な姿勢が求められている。

そのためにも、保護者が気軽に相談できるような関係づくりとなる場面を模索する必要がある。

## 第4 教育支援センター機能充実の方向性

教育支援センターの役割である「学習支援・居場所」機能と、不登校に関する「教育相談・支援」機能について、これまで通り、それぞれの機能を発揮しやすい形で実施する。「学習支援・居場所」機能は、すでに定着しているケアハウス事業を継続させるとともに、「教育相談・支援」機能については、各学校の状況が把握できる教育総務課内において拡大・強化することで充実させることとする。

### 1 「学習支援・居場所」機能としての「ケアハウス事業」の実施場所

現在、ケアハウス事業を展開している旧横倉児童館は、市の中心部に近く、不登校児童生徒が利用しやすい環境にある。また、昭和53年3月竣工で老朽化が否めないが、必要な修繕を施しており、これまでの地震等による構造上の大きな被害や破損等はない状況である。以上のことから、当面は、現在の教育総務課分室で継続することとする。

### 2 「教育相談・支援」機能の強化・拡大

今後は、保護者等が学校以外にも相談できるよう、不登校を含む「教育相談窓口」として教育総務課を周知し対応するとともに、学校と一緒に児童生徒及び家庭への支援を強化する。また、市長部局が実施する幼児健診への関与により、就学に向けた切れ目のない支援体制構築に参画することで、就学前に抱く学校生活への不安に対応するとともに、児童生徒の特性や環境にあわせた教育につなげ、不登校未然防止を図る。それらを実施するため、児童生徒生活指導員増員等により、体制を強化する。

### 3 不登校児童生徒への支援の役割と連携

教育総務課では、「教育相談・支援」機能を有し、学校の求めにより対応するだけでなく、直接保護者からの相談が受けられるよう、不登校を含む「教育相談窓口」として周知する。

教育総務課の分室では、これまでと同様に、「学習支援・居場所」機能を有する「ケアハウス事業」で支援する。

市外での学習支援を希望する場合は「仙南けやき教室」等を紹介するとともに、児童生徒が何らかの理由で通所が困難な状況にあり家庭訪問による学習支援が必要な場合は、県大河原教育事務所が実施する児童生徒支援ネットワーク事業での訪問指導を活用する。また、必要に応じて、教育・心理・福祉のチームで活動する県大河原教育事務所と連携する。

抱える課題が家庭にある場合や保健福祉の支援が必要な場合は、保健福祉部門を担う市長部局と連携し対応する。

#### 不登校児童生徒への主な支援に関する役割連携イメージ

